

事故又は機器の不具合発生時の対応等

1 事故・不具合発生時

- ・直ちにプロポ送信機の電源スイッチをOFFにして本機の電源を切ってください。
- ・直ちに下記連絡先にご報告ください。

平日 9:00～17:30：西尾レントオール株式会社 東岡山営業所 **(086-238-4240)**

土日祝日（休業日）：貸出時にお渡しする注意事項同意書に記載されている番号

2 事故発生報告書の作成（西尾レントオール株式会社の様式）

- ・西尾レントオール株式会社の指示に従い、速やかに事故発生報告書を作成してください。
- ・記入様式については、西尾レントオール株式会社が準備いたします。
- ・岡山県河川課及び西尾レントオール株式会社の両方に、メール又はFAXでご提出ください。

西尾レントオール株式会社：（メール）ryuuichi.hiramoto@nishio-rent.co.jp

（FAX）086-238-4244

岡山県河川課：（メール）kasen@pref.okayama.lg.jp

（FAX）086-221-9774

3 事故発生報告書の作成（怪我等が発生した場合（県の様式））

- ・所管の県民局・地域事務所に第1報を入れてください。
- ・事故発生から30日以内に、**別添1「事故発生報告書（怪我）」**を所管の県民局・地域事務所にご提出ください。
- ・詳細は、『「おかやまアダプト」推進事業参加団体の手引き』をご参照ください。

https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/959986_9224047_misc.pdf

4 その他

- ・草刈機使用の際は、**別添2「注意事項同意書」**に記載されている事項を必ずご確認ください。
- ・借受者の故意又は過失により機器の亡失、毀損等が生じた場合は、借受者に費用の負担を求める可能性がありますので、使用される際は必ず、説明会での注意事項を遵守し、事故等のないようご注意ください。